

【子育て支援の取組状況（一部抜粋）】

令和５・６年度の広島市評価事項	令和７・８年度の広島市評価事項
(1) 申請事業者が、申請日において、次のア又はイに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める事項に該当している場合 ア 常時雇用する労働者の数が１００人以下の事業者 次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１２条第４項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合 イ 常時雇用する労働者の数が１０１人以上の事業者 次世代育成支援対策推進法第１２条第１項の規定に基づいて策定した一般事業主行動計画の実施等に関し、同法第１３条又は第１５条の２の規定により厚生労働大臣の認定を受けている場合	(1) 常時雇用する労働者の数が１００人以下（計画策定に係る届出日時点）の申請事業者が、申請日において、<u>次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１２条第４項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合（同法第１３条又は第１５条の２の規定により厚生労働大臣の認定を受けていることについて、経営事項審査において評価されている場合を除く。）</u> <u>なお、本項目及び「７ 男女共同参画の取組状況」(1)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</u>

【男女共同参画の取組状況（一部抜粋）】

令和５・６年度の広島市評価事項	令和７・８年度の広島市評価事項
次のいずれかに該当する場合 ５点（地元事業者が該当する場合にあっては、８点） (1) 申請事業者が、申請日において、次のア又はイに掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める事項に該当している場合 ア 常時雇用する労働者の数が１００人以下の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第８条第７項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合 イ 常時雇用する労働者の数が１０１人以上の事業者 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第８条第１項の規定に基づいて策定した一般事業主行動計画の実施等に関し、同法第９条又は第１２条の規定により厚生労働大臣の認定を受けている場合 (4) 申請事業者が、申請の日前５年以内に、厚生労働省の「均等・両立推進企業表彰」を受けている場合	次のいずれかに該当する場合 ５点（地元事業者が該当する場合にあっては、８点） (1) 常時雇用する労働者の数が１００人以下（計画策定に係る届出日時点）の申請事業者が、申請日において、<u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第８条第７項の規定に基づいて一般事業主行動計画を策定し、かつ、所轄都道府県労働局長に当該行動計画を届け出ている場合（同法第９条又は第１２条の規定により厚生労働大臣の認定を受けていることについて、経営事項審査において評価されている場合を除く。）</u> <u>なお、本項目及び「６ 子育て支援の取組状況」(1)のいずれにも該当する場合にあっては、申請事業者が希望したいずれか一方のみの加点とする。</u> (4) （削除）

【若者の就業支援の取組状況（一部抜粋）】

令和５・６年度の広島市評価事項	令和７・８年度の広島市評価事項
(2) 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（いずれも広島市の区域内に所在するものに限る。）が実施するインターンシップ又は中学校等（広島市の区域内に所在するものに限る。）が実施する職場体験において、学生又は生徒による就業体験等を１回以上受け入れている場合	(2) <u>次のいずれかに該当する場合</u> ア 中学校等（広島市の区域内に所在するものに限る。）が実施する職場体験を、１回以上受け入れている場合 イ 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学、短期大学、高等学校等（いずれも広島市の区域内に所在するものに限る。）のインターンシップ実習生を１回以上受け入れている場合

【青少年の雇用の促進等の取組状況】

令和５・６年度の広島市評価事項	令和７・８年度の広島市評価事項
申請事業者が、申請日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）第１５条の規定に基づいて厚生労働大臣から認定を受けている場合 ５点（地元事業者が該当する場合にあっては、８点）	（削除）

【ビジネスと人権に関する取組状況】

令和５・６年度の広島市評価事項	令和７・８年度の広島市評価事項
（新設）	申請事業者が、申請日において、次のいずれかに該当する場合 ５点（地元事業者が該当する場合にあっては、８点） (1) 法務省の「Myじんけん宣言」を行っている場合 (2) 国の「ビジネスと人権に関する行動計画」に基づき人権方針を定め、公開している場合

【災害時の地域貢献の状況（一部抜粋）】

令和５・６年度の広島市評価事項	令和７・８年度の広島市評価事項
(2) (1)に該当し、かつ、申請日の属する年度前２年度内において、広島市長又は広島市水道事業管理者が発注した災害関連工事（予算科目の款が「災害復旧費」として計上されているものに限る。）の受注実績がある場合 １０点（地元事業者が該当する場合にあっては、１５点）	(2) (1)に該当し、かつ、申請日の属する年度前５年度内において、広島市長又は広島市水道事業管理者が発注した災害関連工事（広島市長発注工事は予算科目の款が「災害復旧費」として計上されているもの又は広島市水道事業管理者発注工事は件名により災害関連工事であることが判別できるものに限る。）の受注実績がある場合 １０点（地元事業者が該当する場合にあっては、１５点）

【ISO14005の認証・登録の状況】

令和５・６年度の広島市評価事項	令和７・８年度の広島市評価事項
申請日において、申請事業者の、広島市の区域内に所在する建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）が、次のいずれかに該当する場合（ISO14001に適合している旨の認証を受けていることについて、経営事項審査において評価されている場合を除く。） ５点（地元事業者が該当する場合にあっては、８点） (1) 一般財団法人持続性推進機構が運営するエコアクション21認証・登録制度に基づき、エコアクション21の認証・登録（認証・登録の対象活動範囲に建設業が含まれているものに限る。）を受けている場合 (2) 公益財団法人日本適合性認定協会が認定した環境マネジメントシステム認証機関（ISO14001に係る認証機関）が行うISO14005の検査に合格し、その認証又は登録を受けている場合	申請日において、申請事業者の、広島市の区域内に所在する建設業法上の営業所等（広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、請負契約の締結その他入札及び契約の相手方になろうとするものに限る。）が、公益財団法人日本適合性認定協会が認定した環境マネジメントシステム認証機関（ISO14001に係る認証機関）が行うISO14005の検査に合格し、その認証又は登録を受けている場合（ISO14001に適合している旨の認証を受けていることについて、経営事項審査において評価されている場合を除く。） ５点（地元事業者が該当する場合にあっては、８点）

詳細については、本市ホームページを御覧ください。

【令和７・８年度の建設工事に係る競争入札参加資格の認定における広島市評価事項】

(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankei-kitei/394380.html>)